

○長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱

平成24年7月1日告示第32号

改正

平成25年4月1日告示第24号

平成25年10月1日告示第49号

平成26年3月25日告示第8号

平成28年4月22日告示第34号

平成29年3月13日告示第7号

令和元年7月1日告示第12号

令和3年1月13日告示第1号

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において、長南町補助金等交付規則（平成17年長南町規則第23号）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第3条に定める町内の住宅（店舗等の併用住宅含む。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 太陽熱利用システム
- (3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム

2 補助対象設備の要件は別表1のとおりとする。

(補助対象設備を設置する住宅)

第3条 町が補助する補助対象設備を設置する住宅は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システムを設置する住宅は次の要件を満たすこと。
 - ア 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。
 - イ 町への実績報告の日までに次の各号のいずれかの設備が設置されていること。
 - (ア) エネルギー管理システム（HEMS）
住宅全体の電力使用量などを自動で計測し、エネルギーの「見える

化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。

(イ) 定置用リチウムイオン蓄電システム

表1に定める要件に該当するもの

ウ 次の各号のいずれかに該当すること。

(ア) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅

(イ) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていること。

(3) 住宅用太陽光発電システムを除く省エネルギー設備等を設置する住宅は次の各号のいずれかに該当すること。

ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅

イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅

ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅

エ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備があらかじめ設置された町内に所在する住宅

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ次の要件を満たす者とする。ただし、長南町暴力団排除条例（平成24年長南町条例第1号）第2条に規定する暴力団員を除く。

(1) 町内に住所を有すること。（町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）

(2) 町に納付すべき税を滞納していないこと。

(3) 設備の設置費を負担し、設備を所有すること。

(4) 補助対象設備を設置する住宅が前条第1号ウ（イ）又は第3号イに該当する場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について同意を得ている者

(5) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の省エネ

ルギー設備等に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱（平成24年長南町告示第32号）に基づく補助を受けていない者

- (6) 補助対象設備のうち、太陽光発電システムを設置する場合は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結した者
(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した設置費のうち別表2に示すものとし、補助金の額は別表3のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金をあてる場合にあっては更に当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事に着手する前（第3条（3）エに該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しを受ける前）に、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の1）
(2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
(3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
(4) 補助対象設備の設置予定図面
(5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
(6) 町に納付すべき税の納税証明書
(7) その他町長が必要と認める書類

（交付等の決定）

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、第6条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付申請取下げ書（様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、工事完了の日から（第3条（3）エに該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しの日から）30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の閉庁日）のいずれか早い日までに、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業結果報告書（様式第6号の1）
- (2) 補助対象設備の設置費の支払を証する書類・内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- (5) 住民票の写し
- (6) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、以下の書類の写し
 - ア 電気事業者との特定契約締結を証する書類
 - イ 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項（1）アに該当することを証明する書類
 - ウ 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項（1）イに該当することを証明する書類
- (7) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項（2）に該当することを証明する書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金確定通知書（様式第7号）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月20日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、町長が定める年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金設備処分承認申請書（様式第9号）により町長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 町長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金設備処分承認（不承認）通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、町長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

（交付決定の取消し等）

第15条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付決定取消通知書（様式第11

号) により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、町長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成25年4月1日告示第24号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日告示第49号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日告示第8号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月22日告示第34号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月13日告示第7号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日告示第12号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月13日告示第1号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係) 補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
太陽光発電シス	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及び

テム	<p>これに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に關して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア　国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ　一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ　一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が 10 キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p>
太陽熱利用システム	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成 25 年度以</p>

	後に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

別表2 (第5条関係) 補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）

別表3 (第5条関係) 補助金の額

設備の種類	補助金の額※
-------	--------

太陽光発電システム	単価 40,000 円／kW (上限 180,000 円)
太陽熱利用システム	上限 50,000 円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限 50,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 100,000 円

※太陽光発電システムにあっては、太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワットあたりの単価を乗じて得た額とする。なお、各設備とも申請者が負担する設置費の額を上限とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

様式第1号（第6条関係）

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付申請書

年 月 日

長南町長様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付を受けたいので、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に□	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム
設置場所住所	
補助金交付申請額	円
補助対象設備設置工事 着工予定日	年 月 日
補助対象設備設置工事 完了予定日	年 月 日
補助対象設備を設置する 建物等の種類別 (いずれかに○印) ※太陽光発電システムの場合 2、3は対象外	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅（建売住宅等）を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2・3の場合 入居予定 年 月)
補助対象設備を設置する 住宅等の所有者氏名 ※集合住宅の場合は専有部分	

※申請者と所有者が異なる場合は下記に所有者の署名をお願いします。

私は、私の所有する住宅に補助金申請者が長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。

印

補助対象設備が太陽光発電システムの場合該当するものに□を記入の上（ ）内に必要事項を記入	1	□太陽光発電システムを設置しようとする住宅にエネルギー管理システム（HEMS）又はリチウムイオン蓄電システムを設置済みである。 設置済みの設備の種類（ ） 設置済みの設備の型番（ ）
		□本補助金申請に係る実績報告の日までに、太陽光発電システムを設置しようとする住宅にエネルギー管理システム（HEMS）又はリチウムイオン蓄電システムを設置予定である。 設置予定の設備の種類（ ） 設置予定の設備の型番（ ）
	2	□設置済みの太陽光発電システムがある→ある場合には、設置済みの設備の最大出力（ ）kW □ない
		補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合該当するものに□を記入
	1	太陽光発電システム □設置済み □定置用リチウムイオン蓄電システムと同時に設置

私の町税の納付状況について町長が確認することに
同意します。 同意しません。（該当するものに○）

※同意したときは、下記添付書類のうち6の提出は必要ありません。

添付書類

- (1) 事業計画書（様式第1号の1）
- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置予定図面
- (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- (6) 町に納付すべき税の納税証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

様式第1号の1（第6条関係）

事業計画書

設備	補助対象経費 ※1	補助金交付 申請額※2	仕様
太陽光発電システム	円	円	製造者名 型式名 最大出力 kW
太陽熱利用システム	円	円	製造者名 型式名 集熱面積 m ²
家庭用燃料電池 システム (エネファーム)	円	円	製造者名 品名番号(発電ユニット) 品名番号(貯湯ユニット) 発電出力 kW
定置用リチウム イオン蓄電システム	円	円	登録日※3 メーカー名※3 パッケージ型番※3 蓄電容量※3 kWh
合計	円	円	

※1 設置費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額（設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額）を記入すること。

※2 補助金交付申請額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とする。

※3 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録内容を記入すること。

様式第2号（第7条関係）

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金
交付（不交付）決定通知書

長南町指令第 号

年 月 日

様

長南町長

年 月 日付で申請のあった長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付については、下記のとおり決定したので、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決定区分 交付（不交付）

交付決定額	円
(内訳) 太陽光発電システム	円
太陽熱利用システム	円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円

2 交付の条件（不交付の理由）

様式第3号（第8条関係）

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金変更申請書

年 月 日

長南町長様

申請者住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け長南町指令第 号をもって補助金の交付決定のあった補助対象設備について変更したいので、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第4号（第8条関係）

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金
変更承認（不承認）通知書

長南町指令第 号
年 月 日

様

長南町長

年 月 日付けで申請のあった変更については、下記のとおり
承認（不承認）としたので、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要
綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認（不承認）

承認による交付決定額	円
（内訳）太陽光発電システム	円
太陽熱利用システム	円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円

2 交付の条件（不承認の理由）

様式第5号（第9条関係）

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金
交付申請取下げ書

年 月 日

長南町長様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け長南町指令第 号をもって補助金の交付決定
のあった長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金については、下記の理由
により取り下げたいので、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要
綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 交付決定額	円
（内訳） 太陽光発電システム	円
太陽熱利用システム	円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円

2 取下げの理由

様式第6号（第10条関係）

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金実績報告書

年 月 日

長南町長様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け長南町指令第 号をもって長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付決定を受けた補助対象設備の設置が完了したので、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日	年 月 日
私の住民登録について町長が確認することに、 同意します。・ 同意しません。	

※同意したときは、裏面添付書類のうち(5)の提出は必要ありません。

下記を確認し、該当するものに☑

<input type="checkbox"/> 設置した設備は未使用品である。
<input type="checkbox"/> 設置した設備が太陽光発電システムの場合、設備の設置工事着工日は設置する住宅の建築工事完了日以降である。 ※太陽光発電システムには、添付書類のうち(6)イの提出が必要です。
<input type="checkbox"/> 設置した設備が太陽光発電システムの場合、太陽光発電システムを設置した住宅にエネルギー管理システム(HEMS)又はリチウムイオン蓄電システムを設置済みである。 設置済みの設備の種類 () 設置済みの設備の型番 () ※補助申請時に設備の種類及び型番を報告済みの場合には記入不要です。 ※添付書類のうち(6)ウの提出が必要です。

- 設置した設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置した住宅に太陽光発電システムを設置済みである。

※添付書類のうち（7）の提出が必要です。

- 設置した設備は各法令、制度、手続き等に準拠し、設置している。

添付書類

- (1) 事業結果報告書（様式第6号の1）
- (2) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類・内訳書の写し
(例：領収書の写し)
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
(例：メーカー発行の保証書の写し)
- (5) 住民票の写し
- (6) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、以下の書類の写し
 - ア 電気事業者との特定契約締結を証する書類
 - イ 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項（1）アに該当することを証明する書類（例：検査済証の写し）
 - ウ 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項（1）イに該当することを証明する書類
- (7) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項（2）に該当することを証明する書類（例：売電明細又は接続契約のご案内の写し）
- (8) その他町長が必要と認める書類

様式第6号の1 (第10条関係)

事業結果報告書

設備	補助対象経費 ※1	補助金交付 決定額(内訳) ※2	仕様
太陽光発電システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 最大出力 kW
太陽熱利用システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 集熱面積 m ²
家庭用燃料電池 システム (エネファーム)	円	円	製造者名 品名番号(発電ユニット) 品名番号(貯湯ユニット) 製造番号 発電出力 kW
定置用リチウム イオン蓄電システム	円	円	登録日※3 メーカー名※3 ハッケージ型番※3 蓄電容量※3 kWh
合計	円	円	

※1 設置費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額(設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額)を記入すること。

※2 補助金交付決定額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とする。

※3 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録内容を記入すること。

様式第7号（第11条関係）

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金確定通知書

長南町達第 号
年 月 日

様

長南町長

年 月 日付けて実績報告のあった補助対象設備の設置に係る
補助金については、下記のとおり確定したので、長南町住宅用省エネルギー設備
等設置補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

様式第8号（第12条関係）

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付請求書

年　月　日

長南町長様

申請者　住所

氏名

印

電話番号

年　月　日付け長南町達第　　号をもって確定通知のあった長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金について、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1　請　求　額　　円

2　振　込　先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第9号（第14条関係）

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金
設備処分承認申請書

年 月 日

長南町長様

申請者 住所

氏名 印

電話番号

年 月 日付け長南町指令第 号をもって長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付決定を受けた設備について、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり処分の承認を申請します。

記

処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・移設・その他 ※該当する項目を○で囲んでください。 ※その他の場合は下記に詳細を記載してください。 〔 〕
処分の時期	始期： 年 月 日 終期： 年 月 日
処分の理由	※具体的に記述してください。
処分の条件	※処分することによって収益があった場合はその額を記載してください。

【注意事項】

- ・要綱に定める年数以内に処分をすると、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

様式第10号（第14条関係）

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金
設備処分承認（不承認）通知書

長南町指令第 号
年 月 日
様

長南町長

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり
承認（不承認）としたので、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要
綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 承認（不承認）
 - 2 承認の条件（不承認の理由）
-
- 3 納付額 円
(財産を処分することにより収入があった場合)

様式第11号（第15条関係）

長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金
交付決定取消通知書

長南町指令第 号
年 月 日

様

長南町長

年 月 日付け長南町指令第 号をもって交付決定した
長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金については、下記のとおりその
全部（一部）を取消したので、長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金
交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

1 取消した補助金の額 円

2 取消し後の補助金額 円

3 取消しの内容とその理由

別紙（平面図・立面図の提出方法）

□平面図・立面図

・平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。

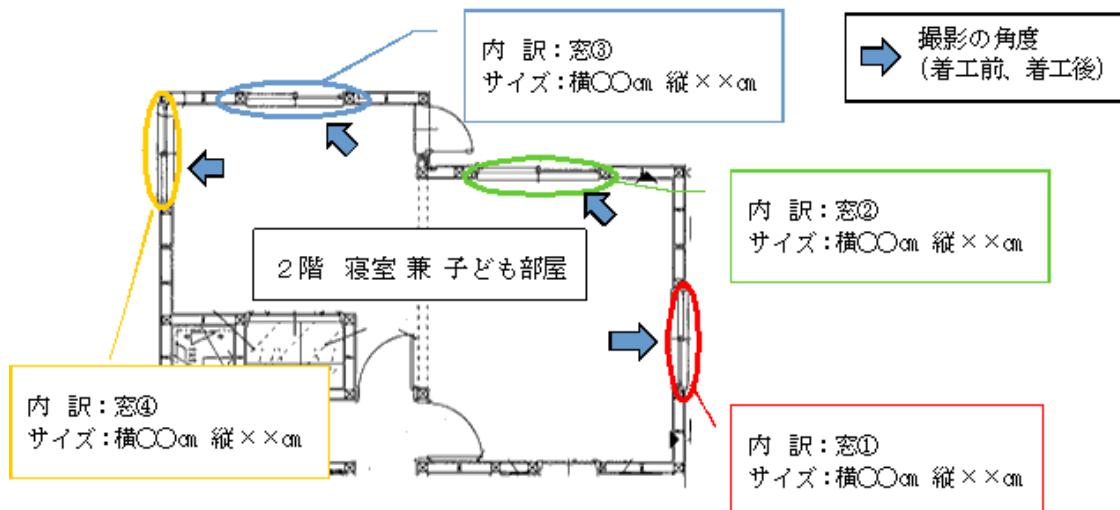
その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。

・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

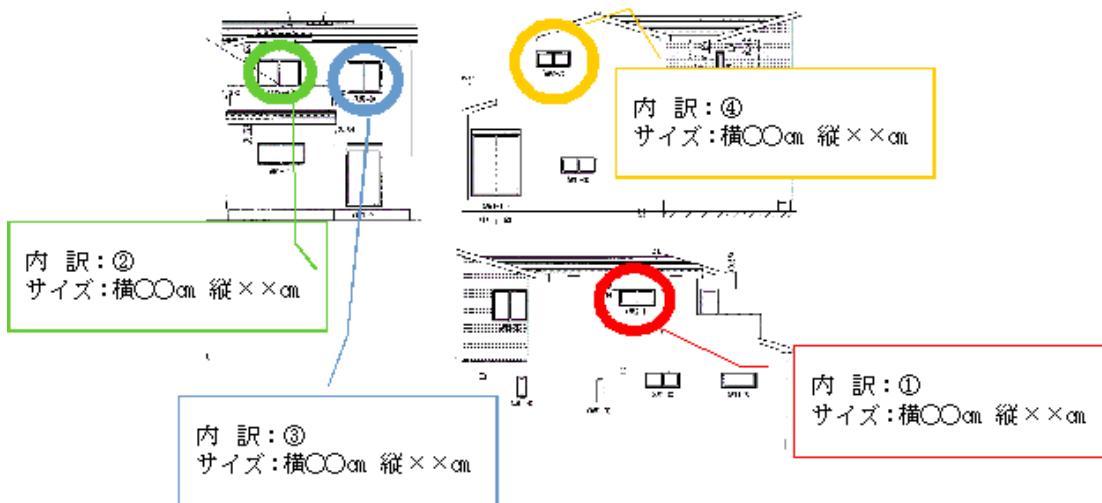
【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図の例】



【立面図の例】



別紙2 (写真の撮影方法)

□撮影方法

- ・必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
- ・対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。
※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、
 - ・工事作業中の写真も撮影する
 - ・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影する
 - など対応頂き、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
- ・工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・設置したすべての窓を撮影してください。
- ・設置した窓全体を撮影してください。
- ・カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除いてから撮影してください。
- ・設置した窓の位置が分かるようにしてください（別紙（平面図・立面図の提出方法）をご参照ください。）。